ツアレゴ小売店アプリ導入の流れ

株式会社ツアレゴジャパン

免税手続き電子化による変更点

2020年4月1日より変更点
（2021年9月30日までは移行期間の為、従来の紙の手続きも可能）

①購入者誓約書の廃止
→購入者への説明義務

②購入記録票の印刷をしパスポートへ貼付・割印
→購入記録情報を国税庁へ電子送信

③出国前に税関に購入記録票を提出
→税関にパスポートの提示

紙で手続きされている小売店業者様
＜免税電子化に向けて全体的スケジュール＞
12月スタートのケース

- 購入記録情報の提供方法の届出を管轄税務署へ提出
- 免税手続きの機器確認・配備等
- ツアレゴアプリのトレーニング
- 購入記録情報の取り扱い方針（電子保存か紙保存）
- 両者間契約取り交し

①準備（1か月半～）

②12月スタート

- 免税電子化手続きスタート
- コールセンターにてヘルプサポート

- 訪日客誘客サービス（別途費用）
- ツアレゴによる定期訪問又はアフターサービス
- 消費税のサポート

③稼働～

スケジュール①　準備期間（約1か月半～）

小売店

ツアレゴ

・「購入記録情報の提供方法の届出」を管轄税務署へ提出。
　対象となる販売店ごと提出します。

①

小売店様へ承認送信事業者の識別符号番号通知

②

両者間契約締結　免税手数料：免税販売金額1%

・承認後、税務署より販売店用の識別符号番号が通知される。

③

販売店用の識別符号番号を通知受け、アプリを小売店様向けにカスタマイズをする。

・免税電子化に向けて準備

- アプリの稼働テスト
- 免税手続のスマホ
- 免税案内の展示物等やマニュアルの準備
- ツアレゴアプリのトレーニング及びご挨拶

お客様にて
免税電子化に向けての準備事項

①申請地最寄りの税務署へ
「購入記録情報の提供方法の届出書」提出。
約1か月程で税務署より
各販売店の「識別符号番号」が通知されます。

②購入記録情報の保管方法について検討。
（データ保管か印刷保存で行うか。
　いづれも保管期間7年2か月です。）

③免税店のシンボルマーク申請
（これから取得される場合）

④当方からの確認事項
（決済方法や免税手続きの状況など）

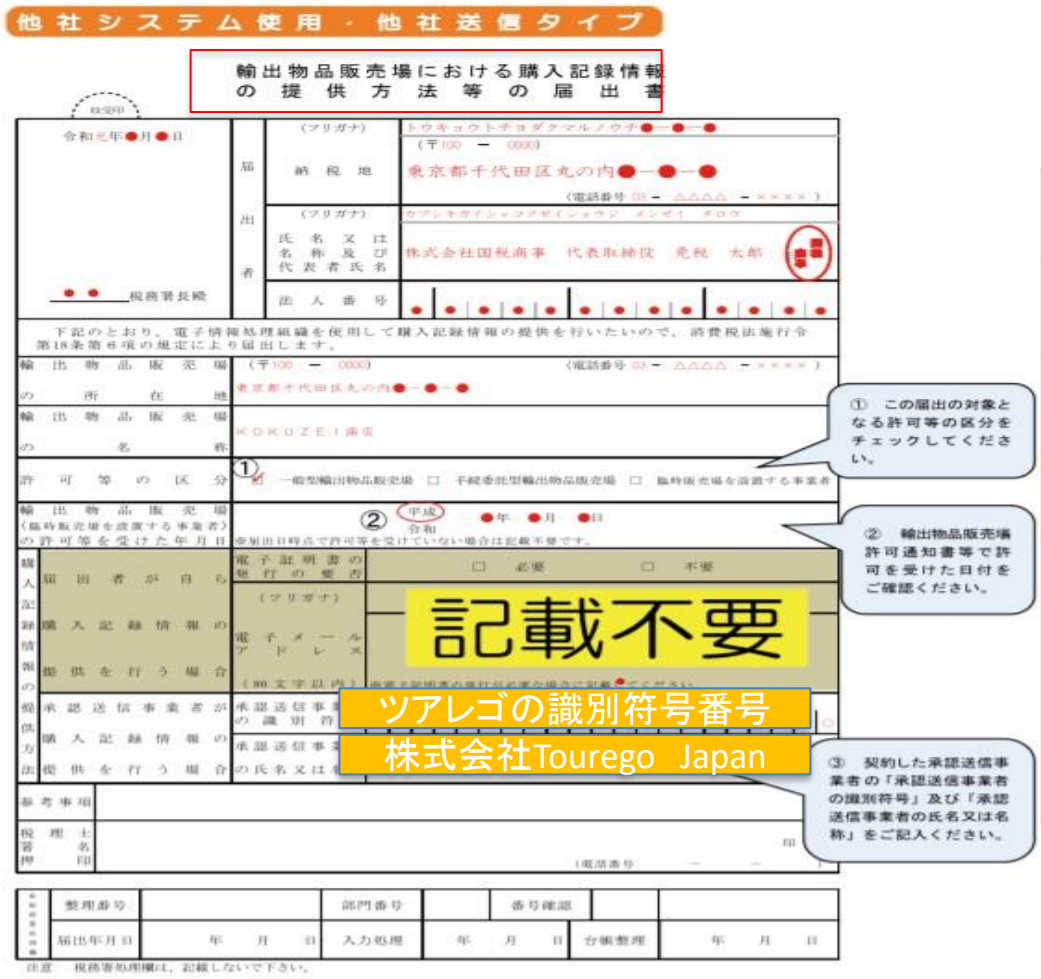

※ STEP3 識別符号の通知及び STEP4 電子証明書（クライアント証明書）の発行については、一定の時間を要しますので、いずれのタイプでも、届出書の提出は時間的余裕を持って行ってください。

弊社にてスマートフォン貸与の場合
（androidスマホ対応。今後IOSも対応予定）

月額費用：888円（税抜）

貸与機器：2020年製

SIMフリーandroidスマホ

接続：Wi-Fi環境が必須です

※故障の際は修理や代替機と交換致しますが、
修正代をご請求する場合があります。

※お客様所有のスマホを利用希望の場合は、
別途ご相談下さい。

スタートする際の準備備品

小売店

・免税商品の梱包材
（消耗品販売の場合）

ツアレゴ

・スマホ及び付属機器
（レンタルの場合）
・免税店マニュアル
・ツアレゴ小売店アプリマニュアル
・免税手続き指差しガイド
・非居住者判定フロー表

スケジュール　②スタート③稼働時

小売店

・電子化にて免税手続き開始

・小売店ポータルサイト

WEBサイトにて免税実績データ
及び購入記録情報閲覧。

・ツアレゴへ免税手数料

免税販売金額1%（税抜）～

月末に免税販売額をポータルサイト
で集計し、翌月25日払いとなります。

ツアレゴ

・ヘルプサポートによるバックアップ

・店舗への定期訪問

・消費税のご相談

・SNSやインフルエンサーにて

誘客のご支援

特別価格：月額1,000円未満～

免税手数料について

免税販売100,000円の場合

・消費税10,000円

・ツアレゴ手数料は免税販売金額1%（消費税の10%）です。

この場合1,000円となります。

→小売店様からでなく、訪日客から手数料を徴収します。

訪日客の消費税払戻額

消費税10,000円-手数料1,000円＝9,000円

お問合せは

（株）ツアレゴジャパン

サポートデスク

電話　(090) 9833-1333

Eメール　h.kurasawa@tourego.com

223-0062

横浜市港北区日吉本町6-42-5